

# 苫小牧圏都市計画の変更素案

期 間 : 令和2年2月10日(月)～令和2年3月10日(火)  
連 絡 先 : 苫小牧市総合政策部まちづくり推進室まちづくり推進課  
TEL 0144-32-6054  
FAX 0144-32-3808

變 更 概 要

---

# 都市計画変更素案の概要について

## 変更する時期

- 令和3年（2021年）3月下旬

## 変更する都市計画

### 整備、開発及び保全の方針

- 苫小牧圏（苫小牧市・白老町・安平町・厚真町）における都市計画を定める方針です。
- おおむね10年に1度見直しを行います。

### 区域区分

- 開発を誘導する「市街化区域」と、開発を抑制する「市街化調整区域」に区分する制度です。
- おおむね10年に1度見直しを行います。

### 用途地域

- 市街化区域内を「住居系・商業系・工業系」の13種類に区分する制度。本市はそのうち12種類を採用しています。
- 都市計画を定める方針（「整備、開発及び保全の方針」・「都市計画マスタープラン」）の見直し等にあわせて変更します。

### 特別工業地区

- 円滑な企業活動の増進を図ることを目的に、工業団地内（工業系用途地域）の建物をより細かく規制する制度です。
- 都市計画を定める方針の見直しや、用途地域の変更に伴い見直しを行います。

### 高度利用地区

- 土地の高度利用を図ることを目的に、容積率の最低限度や建築面積の最低限度を定め、低層の建物を規制する制度です。
- 都市計画を定める方針の見直し等にあわせて変更します。

### 防火地域及び準防火地域

- 市街地における火災の危険を防除することを目的に、建物の構造を規制する制度です。
- 防火地域及び準防火地域の指定方針の見直しや、用途地域の変更に伴い見直しを行います。

### 臨港地区

- 港湾の管理運営を行うことを目的に指定し、臨港地区内は港湾管理者が制定する条例に基づき、建築可能な用途を規制します。

- 港湾計画の見直しや、臨海部における堀込や公有水面の埋立等、陸域の変更に伴い見直しを行います。

#### 地区計画

- 地区を限定し、地域特性を踏まえたきめ細かな規制をする制度です。
- 用途地域の変更等に伴い見直しを行います。

#### 公園

- 錦岡西 20 号公園（未整備・未供用）は、宅地開発に伴い、周辺住民が利用する街区公園の確保を目的として都市計画に定めています。
- 当該公園を含む一部区域が市街化調整区域に変更予定であり、公園を確保する必要性がなくなることから、当該公園の変更（廃止）を行います。

#### 下水道

- 公共下水道は、将来にわたり快適な生活環境を確保するための必要な施設として、都市計画に定めています。
- 用途地域の変更等に伴い、公共下水道の排水区域の見直しを行います。

### 変更素案

#### 別添・都市計画変更素案（1）

- 「用途地域」・「特別工業地区」・「高度利用地区」・「防火地域及び準防火地域」における現行指定状況（図の左側）と変更素案（図の右側）を市内全域（西から東）表示しています。

#### 別添・都市計画変更素案（2）

- 「公園」における現行指定状況（図の左側）と変更素案（図の右側）を表示しています。

#### 別添・都市計画変更素案（3）

- 「下水道」における現行指定状況（図の左側）と変更素案（図の右側）を市内全域（西から東）表示しています。

#### その他

- 「整備、開発及び保全の方針」・「区域区分」・「臨港地区」の見直しについては、北海道決定となるため、令和 2 年度にパブリックコメントを実施予定となります。
- 「地区計画」の見直しについては、地区内の土地所有者等を対象とした住民説明会を実施します。